

令和7年12月1日

募集要項

「令和8年度鳥取市職員端末広告掲載事業」に広告を掲載する事業者を下記のとおり募集します。

記

件 名	令和8年度鳥取市職員端末広告掲載事業		
事 業 内 容	鳥取市職員端末のグループウェアログイン画面の広告枠売渡し		
掲 載 仕 様	広告掲載仕様書（別紙1）のとおり		
掲 載 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日 ※1カ月単位での申し込みとし、複数月での申し込みも可能です。		
募 集 枠 数	各月1枠		
選 定 方 法	見積合せ		
広 告 掲 載 料	1枠20,000円（税別）以上		
申 込 期 間	令和7年12月1日から令和8年1月30日 午後5時（必着）		
申 込 条 件	広告掲載希望者のほか、広告代理店の申し込みも可能です。		
申 込 方 法	申込書（様式1）及び見積書（様式2）を提出先に郵送又は持参 ※件名および見積書在中と記載した、封かんされた封筒に入れて提出してください。		
提 出 先	鳥取市総務部資産活用推進課 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階		
契 約 保 証 金	免除	契 約 書 作 成	要
連 絡 先	鳥取市総務部資産活用推進課 施設経営係 担 当：田中（友）、西川 電 話：0857-30-8136 FAX：0857-20-3948 メー ル：shisan@city.tottori.lg.jp		

※申し込みがあった月ごとに、広告掲載料の見積金額が最も高い者を広告掲載事業者に決定します。複数月申し込みされた場合、一部の月のみの掲載となる場合があります。

※月ごとの最高金額を提示した者が2者以上あるときは、抽選により広告掲載事業者を決定します。抽選は本事業の事務に参加していない職員が行います。

※広告掲載事業者の選定（または不選定）については別途通知します。

※広告掲載料には広告代理店手数料を含みます。広告掲載期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲載しない期間があっても、広告掲載料は減額いたしません。

広告掲載仕様書

件名	令和 8 年度鳥取市職員端末広告掲載事業
掲載期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日 ※ 1 カ月単位で広告の切り替えができるものとする。
掲載枠数	各月 1 枠
掲載場所	鳥取市職員が使用する端末（パソコン等）のグループウェアログイン時に画面中央へ毎回表示します（別紙 2）。 広告は職員がグループウェアログイン画面を開いてから、ログインボタンを押して画面が切り替わるまで表示されます。 ※グループウェアとは市職員が業務で使用するソフトウェアのことです。
アクセス数	端末台数約 1, 8 5 0 台 1 日あたりのログイン画面の表示回数の平均値：3, 3 3 5 回 ※令和 7 年 1 0 月 2 0 日から令和 7 年 1 1 月 1 9 日（土日祝日除く）のデータを基に算出
データの規格	J P G または P N G 形式のファイル データ容量 3 0 0 K B 以下 幅 1, 0 0 0 ピクセル×高さ 3 0 0 ピクセル以下 インターネットリンク不可（二次元コードの掲載は可能） 静止画のみ 音声出力不可
原稿の提出期限	広告掲載を開始する週の前々週月曜日までに、電子メールにて広告原稿を提出してください。
原稿の提出先	メールアドレス： shisan@city.tottori.lg.jp
その他	・鳥取市広告掲載要綱（令和 3 年 6 月 1 日施行）及び鳥取市広告掲載基準（平成 2 4 年 8 月 1 日施行）を遵守してください。 ・原稿内に、「広告」である旨を明記してください。 ・広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。 完全データにて入稿してください。

鳥取市庁内グループウェアシステム

ログイン画面

ログインID

パスワード

ログイン

広告